

# 鎌ヶ谷市保健・医療・福祉問題協議会

## 平成29年度第1回会議 会議録

日 時 平成30年2月1日(木) 午後 1時30分  
場 所 鎌ヶ谷市総合福祉保健センター3階 集団指導室  
出席委員 石川宏貴(会長)、尾崎隆、佐々木悦子、中村匡士、九谷林太郎、  
山本穰司、手塚昌幸、吉田留美子(代理 監物かおり)、高岡敏和  
(市民生活部長)(代理 斉藤薫)、望月忠(鎌ヶ谷市健康福祉部  
長)、(敬称略)  
事務局 菅井健康増進課長、本間主幹、舟波成人保健係長、舘岡予防係長、  
山崎副主幹

市長による委嘱状交付、市長挨拶、各委員、事務局の紹介、配布資料の確認、  
会議録の作成について説明

- 会長 : 会議録署名人の選任についてですが、事務局から説明をお願い  
いたします。
- 事務局 : 会議録署名人は、後日、事務局で本日の会議の記録を作成いた  
しますので、その確認の署名をお願いするものです。慣例として  
署名人は名簿の順としております。今回、佐々木委員と中村委員  
にお願いしたいと存じます。
- 会長 : 皆さん、よろしいでしょうか。
- 一同 : はい。
- 会長 : それでは、佐々木委員と中村委員にお願いいたします。また、  
会議録については、概要記載か一言一句記載か、また発言者名の  
記載はいかがいたしますでしょうか。参考として事務局から説明  
してください。
- 事務局 : これまでの会議録は一言一句記載し、発言者名を記載しており  
ました。
- 会長 : 今までどおりでよろしいでしょうか。
- 一同 : はい。
- 会長 : では、そのように事務局で議事録の作成をお願いいたします。  
それではこの会議の公開について事務局より説明してください。

- 事務局 : 会議の公開について説明いたします。  
「鎌ヶ谷市における審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、法令または条例の規定により、会議が非公開とされる場合を除きまして原則公開となっておりますので、当会議におきましても公開とさせていただければと思います。
- 会長 : 皆さんよろしいですか。
- 一同 : はい。
- 会長 : 事務局、本日は傍聴の希望はありますか。
- 事務局 : はい。ございません。
- 会長 : それでは、会議次第に沿って、議事に入らせていただきます。今回の議題は、「受動喫煙防止対策について」となっております。それではまず、事務局説明を願います。
- 事務局 : それでは、「受動喫煙防止対策」についてご説明させていただきます。  
まずは、お手元の資料1「受動喫煙防止対策徹底の必要性」をご覧ください。  
この資料は平成29年7月26日に厚生労働省が発表した内容の抜粋になります。  
喫煙率は1966年、昭和41年に49.6パーセントありましたが、大幅に減少し、2016年、平成28年に19.3パーセントまで減少し、国民の8割以上が非喫煙者です。  
しかし、喫煙しなくても、受動喫煙を受けている者の罹患リスクは高く、肺がん・脳卒中は1.3倍、虚血性心疾患は1.2倍、乳幼児突然死症候群は4.7倍になり、交通事故死亡者の約4倍にあたる1万5千人が毎年受動喫煙を受けなければ、がん等で死亡せずに済んだと推定されています。また、受動喫煙による超過医療費は約3,200億円と推定されています。  
受動喫煙を防止するための措置として、国においては、平成15年5月に、健康増進法第25条で「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」と、努力義務を設け、自主的取り組みを推進しているところです。  
しかし、平成27年国民健康栄養調査の結果、飲食店では約4割、職場では約3割を超える非喫煙者が受動喫煙の被害にあっており、

努力義務によるこれまでの対策では不十分であることや、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、受動喫煙対策の徹底が必要と考えられています。

平成29年1月の内閣総理大臣施政方針演説では「受動喫煙対策の徹底」を行う明確な姿勢表明がありました。

2ページをご覧ください。

受動喫煙防止に関する国際的状況ですが、平成17年2月に発効された「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」において、屋内の公共の場所等における受動喫煙防止対策や屋内の職場と屋内の公共の場所について全面禁煙を要求しており、平成29年7月現在、世界181か国が締約し、日本は発効当初より受諾していますが、屋内全面禁煙義務の法律がないため、世界最低レベルの分類になっています。

3ページをご覧ください。

全面禁煙の飲食店への影響としては、国内で自主的に取り組んだ飲食店の状況ではほとんどの飲食店の経営に影響がなかった、もしくは、某チェーンレストランにおいては、全面禁煙化の店舗の営業収入が有意に増加したという結果も出ています。

4ページをご覧ください。

受動喫煙防止対策をすすめるうえでは、喫煙の権利や営業の自由にも配慮が必要となります。喫煙する権利への配慮として「喫煙は公共の福祉に反しない限り、尊重されるべき権利」があるとされています。

5ページをご覧ください。

路上喫煙をなんらかの形で規制する条例のある市町村は全国で14パーセントで、歩きたばこのみを禁止するもの、携帯灰皿での喫煙を認めるものなど、さまざまです。

鎌ヶ谷市においては、「鎌ヶ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」でポイ捨ての禁止とともに、喫煙に関するマナーの向上をお願いしております。この条例では、「特にごみの散乱を防止する必要があると認められる区域」を推進地区として市長が指定し、路上喫煙の制限ができます。平成22年7月17日から新鎌ヶ谷駅周辺を推進地区に指定し、地区内での路上喫煙を全面禁止として、路面標示や横断幕などを設置しております。なお、近隣市においても同じような条例を策定しています。

資料2「受動喫煙防止対策の強化について」、平成29年3月1

日に厚生労働省により発出された「基本的な考え方の案」をご覧ください。

先ほどご説明しましたが、受動喫煙防止対策は、努力義務での取り組みでは限界があるため、多数の者が利用する施設等の一定の場所での喫煙の禁止と、管理権限者への喫煙禁止場所の位置の掲示等を義務づけていく方向で検討が行われています。

裏面をご覧ください。

受動喫煙防止対策の施設類型ごとの各国の取り扱いの比較になります。左に施設の類型、その横に「2020年夏季東京」の基本的な厚生労働省の考え方の案が記載されています。

平成30年1月30日の新聞報道等では、飲食店は原則禁煙だが、店舗面積150平方メートル以下で、個人経営か資本金5千万以下の小規模飲食店では、「喫煙」「分煙」の表示を義務付けた上で喫煙可、新規飲食店や大手チェーン店などの大型資本の店は喫煙専用室内のみ喫煙可という内容となっております。

なお、加熱式たばこも規制対象となっております。

資料3をご覧ください。

平成23年4月1日に改定した鎌ヶ谷市の「受動喫煙防止対策の基本方針」についてご説明させていただきます。

鎌ヶ谷市においては、平成15年の健康増進法第25条の施行を受けて、平成16年1月30日付けで「受動喫煙防止対策の基本方針について」を発信し、市庁舎、総合福祉保健センターをはじめ公共施設内の全面禁煙を実施してまいりました。その後、世界的な受動喫煙をとりまく環境の変化などを受け、厚生労働省から平成21年3月に「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書」が取りまとめられ、平成22年2月25日に「多数の者が利用する公共的な空間は、原則として全面禁煙であるべき」等を記した厚生労働省健康局長通知があり、さらには、「健康日本21」では、法的基盤である健康増進法の第25条で、公共施設に対する受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務を施設管理者に課していること等を受けて、健康増進法に基づく「いきいきプラン・健康かまがや21」を改定するにあたり、「受動喫煙防止対策の基本方針」も併せて改定しました。

裏面をご覧ください。

市の受動喫煙防止対策としてのこれまでの経緯は記載の通りです。

次のページをご覧ください。

基本方針（目指す姿）は、健康増進法第25条の制定、平成22年2月厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策」を踏まえ、「市の受動喫煙防止対策の基本方針」は次のとおりとしております。平成22年2月25日に「多数の者が利用する公共的な空間は、原則として全面禁煙であるべきである。しかし、全面禁煙が極めて困難な場合等においては当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進める。また、特に屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では受動喫煙防止のための配慮が必要」とあることから、本市においても、今後公共的な空間については「快適空間の形成」という観点からだけでなく、人々の「健康障害の防止」という観点から、「施設内全面禁煙」をはじめ、今後は、敷地内についても禁煙を推進することとしております。具体的な推進施策は、1つ目に、受動喫煙防止のための環境整備といたしまして、ア、市施設内の全面禁煙の実施、イ、市施設内全面禁煙の実施施策、ウ、市内の各交通機関並びに多数の者の施設での受動喫煙防止対策の促進、エ、受動喫煙関連施策により推進を行うと共に、2つ目に、たばこに関する知識の普及啓発、3つ目に、禁煙に向けての支援により推進を行っております。

鎌ヶ谷市の現在の状況は、1つ目の環境整備では、平成29年4月1日現在の鎌ヶ谷市の施設における受動喫煙防止対策実施状況は、建物がある52の公共施設中、市内敷地内禁煙を実施しているのは20か所（小学校3校、保育所・児童館9か所、コミュニティセンター3か所、こども発達センター、友和園、弓道場、東初富テニスコート、陸上競技場）、建物内禁煙を実施しているのは32か所（市役所、保健センター、小中学校11校、図書館、体育館、公民館5か所、コミュニティセンター3か所、軽井沢地区集会所、市民会館、消防署4か所、郷土資料館、生涯学習推進センター、アーチェリー場）となっています。

また、公共機関においては、新京成電鉄、東武電鉄は敷地内禁煙、北総電鉄は建物内禁煙となっています。

医療機関においては、第2北総病院、初富保健病院、鎌ヶ谷総合病院は敷地内禁煙、東邦鎌谷病院は建物内禁煙で敷地内に喫煙所を設けているそうです。また秋元病院は患者さんの特性により、分煙を実施しており、喫煙場所を設けているそうです。

たばこに関する知識の普及啓発といたしまして、あらゆる機会を

通じて受動喫煙がライフサイクルに及ぼす健康への喫煙関連疾患等の悪影響についての正しい知識を市広報やホームページ、市の実施する健康教育等を通じて普及しています。例えば、母子健康手帳交付の際の面接、マタニティ教室、乳児健康相談・幼児健康診査、小中学校における思春期保健事業、中学生食育講演会、ヘルスサポーター養成講座、がん検診、歯周病健診、地区での健康教育・健康相談等で実施しています。また、禁煙したい人に対しては、禁煙外来を紹介するなどの支援を行っています。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、受動喫煙防止条例の制定について、厚生労働省や開催地である東京都、千葉市等が検討を進めているところですが、鎌ヶ谷市においては、受動喫煙防止条例等の法整備は、広域的に取り組むことが必要と考え、国、県、近隣市の状況を注視しているところです。

事務局からの説明は以上になります。

会長 : それでは、ただ今事務局から説明のありましたことについて、ご意見、ご質問のある方いらっしゃいますか。

市としては色々とやっただいている様ですが、国全体で見れば日本はまだまだ受動喫煙防止という事に関しては、他の国より遅れているといった現状があるようです。

ついこの間、小規模の飲食店150平方メートルとなりました。少し前は30平方メートルでしたが、5倍に拡大されてしまうようです。ちょっといかがなものかと思えますけれども。

手塚委員 : 一ついいですか。

会長 : はい、どうぞ。

手塚委員 : 確かに公共的なところは国を含めて動いていると思いますが、鎌ヶ谷市という所で目を向けて見ますと、道路に大変多くのたばこの吸殻が落ちています。今、新鎌ヶ谷の駅前にはエリアを作って吸わないようにしていますが、これをもっと大きく広げて市民全体が取り組めるような施策というのを、検討していただけないかなというお願いです。

それから、実際に駅前に貼ってある表示版ですが、これを読んでいると、疑問に思うところがあって、「等」(とう)という字が入っています。路上喫煙等の禁止区域というものです。

九谷委員 : 「など」ですかね。

手塚委員 : 「など」というのは、一般の人が見てわかりますかね。

九谷委員 : わからないですね。

手塚委員： 実際には他の市のパンフレットなどを見ても、「等」というのが入っているのは、千葉市ぐらいですが、これは犬の糞とかそういう物が絵になって出ています。最近見たところ鎌ヶ谷にも絵が出ていますが、やはり明確な表示板といえますか、市民が見て一緒に取り組めるようなやり方で、市内にそういう表示板がつけられないのかなというお願いですが、検討していただければと思います。

会長： それは新鎌ヶ谷の駅にあるものですか。

手塚委員： みんな知らないんですね。新鎌ヶ谷駅の前にあります。実際にこれが他の市が貼っているもので、これが新鎌ヶ谷ですね（実際の写真を見せながら）。こういう表示板で広報できないかな。写真を撮ってきたので見てください。

九谷委員： これはどこが出しているのですか。

斉藤代理： クリーン推進課が担当しています。

手塚委員： こういう（健康に関する）メンバーでやれば、禁煙だけで終わってしまいますが、クリーン推進課とタイアップしているからこういう形になっているのかなという気がします。

会長： その辺はクリーン推進課ともお話しして、今後検討を進めていきたいと思います。

事務局： 一般の市民の方も広く一緒に活動していただけるようにという事で、今年度は広報かまがやを通じて受動喫煙のことでしたり、たばこについてのことの啓発、あるいは、先ほどもお話しさせていただきまされたけれども、職員が外に出向いて行っております、健康教育の場でもお話をさせていただいておりますが、せっかくこのような看板がありますので、もっと目につきやすいものを工夫できないかということは、市役所全体の中で関係する課とも協議をしながら進めていきたいと考えています。

手塚委員： 吸殻が小学校の周りの道路にもバラバラ落ちています。それは、今まで吸ってきてそこに捨てているという感覚だと思いますが、そんなところであることが、まずいなというように思います。

九谷委員： 今の関連から言いますと、クリーン推進課は自分の立場からすれば、ごみゼロですかね。受動喫煙がどうのこうのではないですよ。 「汚い」という一つのとらえ方があると思います。確かに駅から通勤通学で利用する通路は、やはり多く吸殻が落ちています。

電車の中は吸えない。降りても、駅に吸う場所もない。たばこ屋さんがあって、灰皿が置いてあればまた別でしょうけど。早く家に帰りたくて、そこで火をつけるとちょうどこの辺で消すということこ

ろがやはり吸殻が多いですね。これもよく拾っています。

そういった問題は一つの美観という問題と、喫煙、受動喫煙という形からしますと、喫煙している人のことも考えなければいけない。ただただ、だめですよというだけでは。こういう問題があつて喫煙がいいことは全然ない訳ですが。

私は吸う方です。今、この1週間、風邪のために1本ぐらいしか吸っていませんが、その時にいつも考えるのは、癖になってどんどん吸っている時は、多分お酒が入って、何かやっている時で、つつい吸うというのがあります。普段はそれほどたくさん吸っているわけではありませんが。

今、鎌ヶ谷市のたばこ税はいくらになりましたかね。9億位までは知っていたのですが、年間そのくらいの税金が入ります。

何が言いたいかといいますと、例えば、こうやって市に来ることも多いものですから、「どこかで1本吸いたいな。」という時に、いつも覚悟をしないと吸う場所がない。禁煙に向かってどういう風にしていこうかというのはあつたにしても、喫煙者に対する、何か隔離された場所も作らないと、片手落ちになって、あとで問題になる。ここで喫煙はだめですよというだけでは理解されない。言ってもだめではないのかなという気がします。

私はいつも、携帯用のケースを持っていて、ちょっとという時に吸いますが、ただ、受動喫煙ということになると、どの辺までがどうなっちゃうのか。

手塚委員： 確かに吸っている人のことはわかりますが、これだけ全国的に体に良くない、害があるよということがうたわれているわけです。そうすると、皆さん一人ひとりを健康に保つことが健康増進課の動きだと思います。そういう中で押さえましょう、マナーを守りましょうというPRをしていけば、いいと思います。ですから本当に健康を害してもいいですか、というのがベースにあるということをお頭に置いておく必要があると思います。

会長： 受動喫煙の会議で、喫煙者のご意見は、貴重なご意見だと思います。

それでは、それぞれのお立場で、受動喫煙について、ご意見を伺えればよろしいかと思ひます。

できれば、問題となることや、課題となることなどもお話しただければ幸いです。

では、歯科医師会の尾崎委員、いかがでしょうか。

尾崎委員： はい。今の九谷委員のお話を伺っておりまして、私もある意味賛同できる所がございました。

私は今、たばこは吸っておりません。昨年のは吸っていましたが、ここ何か月も。何とかこのまま禁煙を成功したいなと思っております。

そういう意味で、両方の立場、たばこを吸う事を推奨しているわけではないですけど、受動喫煙という問題と、駅前のたばこの美化という問題、これは似て非なるもので一緒には考えられない。

ですから、やはり禁煙を進めつつも、目の前の問題として美化という問題を考えると期間限定で、喫煙する場所に、ここはあと半年、ここはあと1年、何か月、それ以降は禁止とする。

今度は健康という問題で、健康という面を考えたら、やはりたばこは良くない。これはもう間違いないです。

私も日々治療をしていて、マスク越しについて15分ぐらい前までたばこを吸っていただろうという患者さんの治療をすると、頭がくらくらするくらい、臭うことがありますね。それはもう、「たばこ止めなよ。」って勧めたいぐらいです。

いずれにしても、テレビのコマーシャルで受動喫煙防止を勧める。本人よりも子どもたちから「やめてよ」とアプローチしていくと効果的だと思います。

実は私自身もそうです。子どもから、しつこいぐらいに、なおかつ公的にもこういう立場になり、指導する立場として一念発起してやめました。逆にやめてよかったと思っています。

ですから、禁煙外来という言葉がさっきもありましたが、こういうところをまず広く周知して、進めていくことです。

まず、当面はオリンピック目前ですから、美化という点も必要でしょう。飲食店への対策というのも必要でしょう。

また、これから、子どもたち、新規に喫煙年齢になっていく子たちが、喫煙ゼロという風になっていくような、次世代に向けての考え方が必要だと考えます。

まともりませんが、気が付いたこととお話しさせていただきました。

会長： ありがとうございます。

では、看護協会の佐々木委員いかがでしょうか。

佐々木委員： 看護協会の方でも、看護師さんのたばこというところが問題にあって、禁煙の研修を年間1、2回看護協会の方では行われている

ますが、急にはやめられないというところも、意識の中にはあると思います。たばこの害を伝えつつ、少しずつ禁煙に取り組んでいくといいのかなと思うのと、先ほど、先生がおっしゃられたように、喫煙場所というところ。学校の周辺等にたばこの吸殻がたくさん落ちている。病院もそうですね。敷地内禁煙ですので、病院の周辺や植木の周辺に吸殻が落ちています。美化的なところを考えると、外来で来られる患者さんなどには、どこか一か所喫煙場所を設けて、そこでルール、マナーを守って吸ってもらうということも必要だと思います。

将来的にたばこの税金も上がってくるので、必然的に消えてくるのではと思っているのですけれど。

やはり、たばこの被害は多くなっております。たばこを吸う方が手術されて、呼吸器等をつけるとなかなか抜菅できなかつたりして、長期療養、入院生活が長くなったりします。

看護師側も、患者さんに禁煙については指導していかなければいけない立場ですけれども、徐々に時間をかけて禁煙を進めていくことが必要なのかなというふうに考えています。

会長 : ありがとうございます。

では、鎌ヶ谷総合病院の山本委員いかがでしょうか。

山本委員 : 私は、時々外国に行く機会があります。アメリカ等はずっと喫煙に対して厳しい環境がありましたが、最近は東南アジアにおいてさえかなり厳しくなっています。

例えば、タイでは屋内は全て、突然禁煙になり、どんな小さな店でも、吸いたい人は、灰皿が外の隅の方に置いてあり、そこで吸ってくださいという形です。数年前から突然なったのですが、実際、吸う人がほとんどいないなという印象を最近受けています。それに比較して、日本は少しゆるいのかな、と感じています。日本より吸うのは中国、インドネシアぐらいではないかと思っています。

自分も20年ぐらい前までたばこを吸っていましたが、ある時に突然やめてから今に至っています。そのころに比べると、今は喫煙者が禁煙しようと思ったら、色々医療的なサポートがあります。パッチを貼るとか内服薬だとか色々な方法で、以前より禁煙しやすい、たばこをやめる体質に切り替えるのが容易になっていますので、そういうのをもっと病院としても推奨していった方がいいのかなと思っています。

たばこ税の収入があるとおっしゃいましたが、それ以上にたばこが健康を害することをアピールするための会議があったり、ポスターであったり、医療費がかかったりと収入より支出が多くて、たばこを吸っている方が払われているお金以上に吸っていない人に掛かるお金の方が多いと思います。そういう事も考えると、健康的な面ももちろんありますので、やめるに越したことはないのではないかなと思います。

自分の息子や娘は二十そこそこですが、その世代に聞くと、ほとんど吸わないですね。「友達に吸う人いるの」と聞くと、「そんなお金ももたないことをする人はほとんどいない」というような話をします。もっともっと喫煙率は減っていくと思いますが、自治体とか国とか強くアピールする方が良いのではないかな。また、たばこ税をもっと上げた方が良いのではと思います。

もう一つ言いたいのは、新鎌ヶ谷駅の前は禁煙区域となっているという事ですが、朝通ると、結構吸っている人がいっぱいいて、ああいう人に対して、指導するとか罰則があるとかそういうかたちはないでしょうか。ただ、「だめです」と書いてあることぐらいしかできないでしょうか。

斉藤代理： では、市民生活部からお答えさせていただきます。

それにつきましては、マナーやモラルの向上をお願いしているという事でございまして、罰則規定というものは設けてはおりません。

定期的にパトロールなどはしておりますので、その中で、そういったマナー違反に出くわしたならばお声かけ等はしております。

山本委員： シルバー人材センターの会員のような方が時々いますが、その人がだめですよという声掛けをしているのですか。

斉藤代理： 朝、掃除をしていらっしゃる方ですか。

山本委員： はい。

斉藤代理： その方は、掃除をしているので、こちらでやっているパトロールとは違い、声掛けはしていません。現状としてはそのようなことです。

尾崎委員： 船橋では、過料が2,000円かかるというふうになっています。

手塚委員： そのぐらいの方がいいですね。

九谷委員： たばこももう少しで、また上がるでしょうから、1,000円になったらやめようと。まあ、冗談ですけど。私は、お医者さん

から1年かけてやめましょうという計画のもとに動き始めていますけど、喫煙者側からしますと実際は大変寂しい話です。

ただ、マナーの問題ですと、これは絶対に規制しなければいけないですよ。ただ、受動喫煙という点では判断が非常に難しいところがあると思います。

やるなら徹底してやめてしまうというような形が取れるか取れないか。日本たばこ産業はやめなさい、つぶしますよということ国が言わない限り、できないのではないかな。まあ、暴動が起こるかもしれないですけど。

どういうふうに市の受動喫煙の方向を、この委員会が持っていかなければいけないのかなという、極端すぎてもいけないでしょうし、難しいという感じを受けますけど。

会長 : 事務局、何かご意見ありますか。

事務局 : 日本も今、国の方でオリンピック等がありますので、そこに向けて受動喫煙という事で、法律の中である程度皆さんで気を付けていきたいと思いますという動きがあります。市としても、国や県、あるいは近隣市の動向を見ながら、取り組んでいきたいと思っております。

本日この場で委員の皆様にご意見を伺いたいのは、行政が、そういった形で考えてはいるけれど、もっと市として、このような取り組みができたらいいのではないかなというご意見を頂戴できたらありがたいということで、今回はこのテーマで会議をした次第です。

会長 : よろしいでしょうか。

では慈祐苑の中村委員いかがでしょうか。

中村委員 : はい。私ども、福祉施設ですが、高齢者に関しては、今たばこを吸う方はいらっしゃいませんので、施設の中に喫煙するスペースがあって喫煙するということはありません。職員は喫煙する者もいますので、喫煙所を設けてそこで吸っているというかたちです。

話は、施設とは違いますが、喫煙者はマナーを守らないというところは、皆さんあるのかなと思います。どうしたら、マナーを守ってもらえるのかというところを考えないといけないと思います。

わたしも以前はたばこを吸っていましたが、結婚を機にやめました。やめた理由は、妻はたばこが大嫌いで、たばこの臭いにす

ごく敏感で、家の中では吸えなくなってしまう、結婚した当時はベランダで吸っていました。ベランダで吸っている自分がすごく虚しくなってしまう、もうやめようというような、それがきっかけになりました。

たばこをやめるというのは、何かのきっかけがないとやめられないのかなと思います。周りがいくらやめなよと言っても、きっかけなり気づきなりがないと、やめられないものかなと思います。

どういったきっかけがあるのか、きっかけを作ってあげる何かがあれば、喫煙者もやめようかなという気持ちになると思います。

先ほど、アピールをしていくというご意見もありましたが、例えば鎌ヶ谷市で市民祭りなどの時に喫煙所を作ると思います。喫煙所でたばこを吸っている方々に、直接チラシなどを撒くなど。多数に向かってたばこは害ですよと言っても、吸っていない人の方が今は多いので、吸っている人が集まっている喫煙所で、そこに向けて何かアピールしていけばより効果があるのかなと思います。

ただ、たばこを吸っている人にやめなさいというと「俺の勝手だろう」と言われてしまうでしょうから、その辺はアピールの仕方です。「今こういう運動をしています」とか「オリンピックがあるのでこういう法律ができました」とか、そういうものを知ってもらえるものがあるといいなと思いました。

以上です。

会長 : はい、ありがとうございます。

では、市民代表の手塚委員いかがでしょうか。

手塚委員 : 先ほど言いましたのは、市民で一体になって取り組んだらどうかという提案です。そのためにそういうシールを使ったらどうかという事で先ほど話をしました。やはり、なかなか市民まで伝わっていないと思います。この会議に出ている人は、それなりの論議をしているのでわかっていると思いますが、意外と市民までは伝わっていないと思います。ならば、そういう取り組みもしたらどうかという事で、話をさせてもらいました。

皆さんもたばこをやめられたという話ですが、私も30年40年前は1日に2箱位吸っていました。会社の机に灰皿を置ける環境でした。そのうちに吸える環境が段々狭くなってきて、ある時風邪をひいてしまい、その時にたばこの臭いが気持ち悪く、多分、それが先ほどのきっかけになったと思います。そういったきっか

けで今もたばこをやめて十数年経ちましたが、今は欲しいとも何とも思わなくなりました。ですから、きっかけを何か作ってあげられたらと思います。

それと先ほど、中村委員がおっしゃっていましたが、喫煙所のように集まる所に何か配ってPRをする。職場でもそういう事をやってもらうという事を含めて、取り組んでいく必要があると思いますので、検討していただければと思います。

会長 : それでは、行政の立場から、習志野健康福祉センターの監物委員いかがでしょうか。

監物代理 : 私たちは、習志野地域職域連携推進協議会という中で、啓発のチラシを作らせていただいております。(チラシを見せながら)今日は1部しか持ってきませんでしたが、本日ご参加いただいている、石川会長、尾崎委員、健康増進課の方にも、協議会の委員になっていただいて、このチラシを職域の方たちに配布をするという形になっております。

平成28年度は、習志野保健所の名前で配っていましたが、皆さんのご協力を得てやっていただいているので、関係機関のお名前が入るような形で。たばこの害についてと、禁煙したら20分後から体は変わり始めますよという内容を入れたものと、管轄の習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市それぞれの保険で治療できる医療機関を載せたチラシを皆さんにご協力いただいて配布させていただいております。

先ほどから皆さんのご意見にありましたように、今吸われている方たちへのアプローチも、段階的に、尾崎委員がおっしゃったように時期を決めて、まずはここだけやろう、その次はこうしようという時期を決めてやっていきたいと思います。協議会の中でもさせていただいておりますので、是非ご協力いただけるようであれば、お願いしたいと思います。

千葉県では、たばこのことだけではなくて、健康増進計画の健康ちば21の中間評価をしていくにあたり、県民のアンケート調査を今年度実施しております。現在集計は速報値で公開されていませんが、年度末か年度当初にはホームページで公開され、鎌ヶ谷市、習志野市、八千代市で千人の市民の調査の結果に喫煙の結果も載っております。

こちらは(啓発のチラシ)近日中にホームページに掲載される予定で、関係機関の方はご連絡いただければ、お名前を入れて配

布していただいて結構ですので、是非皆様のご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

会長 : はい。ありがとうございました。  
どなたか、ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。  
九谷委員、現役の喫煙者ですがよろしいですか。

九谷委員 : 非常に、心苦しく聞いていました。  
せっかく医師会の方がいらしているので、病院における、例えば、私が風邪をひいた時に気管系とかを調べますね。そういうときに、嘘も方便で、「あなた絶対死にますよ。」このくらいのことを言われるとやめようかとも思います。

「やめなさい」という事は何度か聞いています。やめなさいだけ絶対やめなさいとは言わなかったよな、という自己式の解釈を勝手にしています。

そうは言え、バンバン吸っている訳ではないので、それだっただけにやめられるじゃないかと言われてますが、そこが難しい所です。私は、大変弱い人間ですから、イライラしてくることもあります。ストレスが溜まった時というのは、コーヒーのカフェインもそうですが、たばこも一つの転向の方法です。

そういった自分の屁理屈を考えながら続けようとしていますが、先生から「このまま行ったら、あと3年位で絶対死ぬぞ」と言われると、やめると思います。そのくらい他力本願で人間が弱いのです。

最近色々調べて、手術を必要とする時に、たばこを吸っていて血流が悪いと手術ができないですよというお話もきいていますし、糖尿病だったらこうだよとか、いろいろなお話はお聞きしておりますので、そんなに媚びするつもりは毛頭ございませんが、たまに、食事の後の1本位吸わせてよというのが本音でございます。

ただ、そうはいえ、受動喫煙に関しては今回感じています。私たちも、役員同士で食事に行きますが、今は店の中で吸えません。外の裏の方に灰皿があり、この前まではここにあったのにとというようなことがありました。そのように分煙というのは日本も進んできていることは事実だと思います。

ただ、それは店舗とか人が集まる所にだけ任せるという方向でよろしいのでしょうか。せっかくなので私は、東京都のように全

部2, 000円の罰金を取る。その位やらないと減っていかないと  
思います。

私は東京の八丁堀で注意されたことがあります。人と待ち合せ  
をしていたのですがなかなか来なくて、イライラしていてビルの  
影を歩きながらそうしたのですが、「吸っているでしょ」と。迷惑  
をかけた訳ではないが、付けたばかりのたばこをすぐに消しまし  
た。冗談ぽく言っていますが、何かはっきりさせるラインを作っ  
てあげないといけないのではないかと感じます。

早く死ぬのは勝手だろうと吸っている人、理屈でそういうこと  
を言う人もいます。しかし受動喫煙という事を本気で考えていま  
すかと言ったら考えていない。自分のことだけ考えている。

このくらいです。

会長 : はい。ありがとうございます。

皆さん、それぞれのお立場から多様なご意見をいただき大変あ  
りがとうございました。

ほかに何か、ご質問等ありますでしょうか。

尾崎委員 : せっかくなので。

会長 : はい、どうぞ。

尾崎委員 : 今のご意見は本当によくわかります。

私も、ついこの間まで吸っていました。以前は車を運転してい  
て、ちょっと休憩して一服吸って、車に戻ると、娘が親に対して  
そういう口のきき方があるか、というくらい臭いと。

今、私も吸わない側の人間になってから、吸った人が隣に座っ  
ただけでも不愉快になることがあります。

要するに、こういった議論というのは、健康ってこうですよ、  
ああですよときれいな言葉を並べますが、本音を言うと、吸って  
いない人に吸っている人が近づいただけでも、臭いが気になっ  
てしまい、周りの人を不愉快にさせてしまうということです。

もう一つ、禁煙に対してのシールとかパッチとかあります。こ  
れは薬局でも買えるので私も10年以上前からやっていたんですが、  
ちょっと一本位いいよなという繰り返しでした。ところが、禁煙  
外来での服薬は自分でも信じられないぐらい、これだけ長く吸っ  
ていた人間が止められたというのはすごい。私の体に合っていた  
というのでしょうか、あの薬はすごいなど。これはもっと広く啓  
蒙すべきだと思いました。

以上です。

- 会長 : はい。ありがとうございました。
- 九谷委員 : いいお話を聞きました。
- 会長 : 続いて、その他ということで事務局、何かありますでしょうか。
- 事務局 : 特にございません。
- 会長 : はい。皆さん、本日はありがとうございました。  
本日出されたご意見については、議事録として皆様に後日配布いたします。  
また、事務局においては、今日の貴重なご意見の中から市の施策として検討する必要があると思われることについては、前向きに検討していただけるようお願いいたします。  
それでは皆様、円滑な運営にご協力いただきありがとうございました。  
これで、議長の役を終わらせていただきます。  
ありがとうございました。
- 事務局 : 石川会長から先ほどお話がありましたとおり、議事録は後日郵送させていただきます。  
委員の皆様、本日はお忙しい中、ありがとうございました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。ありがとうございました。

会議録署名人の署名

以上、会議の経過を記録し、相違ないことを証するため、次に署名する。

平成30年3月5日

署名 佐々木 悦子

署名 中村 匡士